

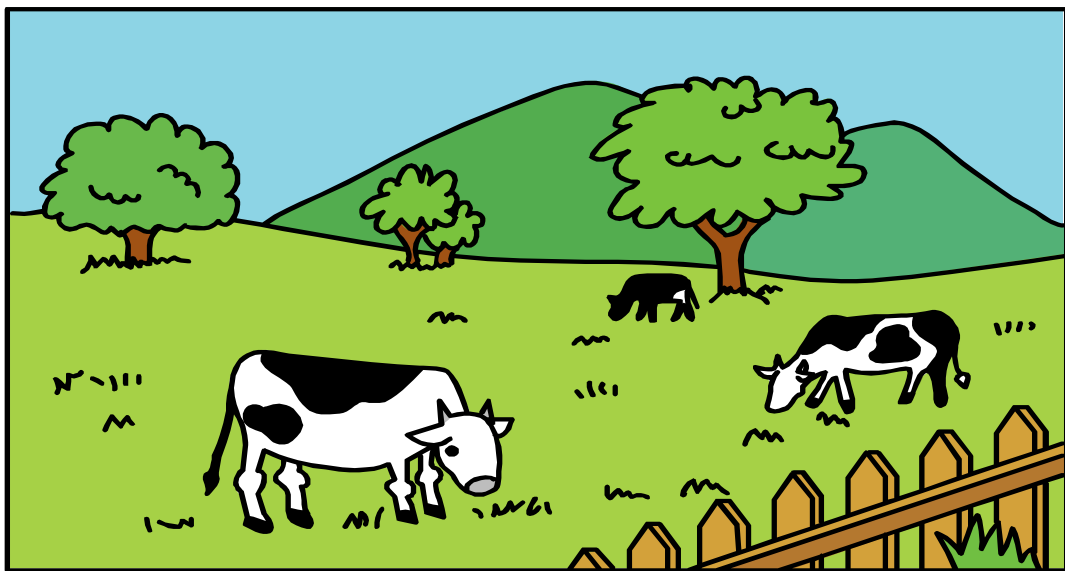
中山間地域直接支払制度 集落協定及び実施状況を公表します

羅臼町では、平成12年より中山間地域直接支払制度を実施しています。

この制度は、農業生産に厳しい地域の対策として耕作放棄を防止し、農道の管理や景観の維持など農業の持つ多面的な機能を確保するため農地面積に応じて交付金を支払う制度です。

この制度の具体的な事業内容は集落で策定する協定に記載されています。

この制度の透明性を確保する目的で協定内容及び実施状況を公表します！



- 公表期間 平成28年10月11日(火)から平成28年11月10日(木)まで
平日の 8時45分～17時30分 まで
- 公表場所 羅臼町役場2階 産業課
- お問い合わせ 羅臼町役場 産業課 水産農林担当 電話87-2128